

三重大学 総合情報処理センター 広報

Annual Report
Center for Information Technologies and Networks
Mie University

<http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/press/ar2009.pdf>

Vol. 7 平成 21 年 12 月

目次

巻頭言

理事・副学長（情報・国際担当） 松岡守	3
---------------------	---

総合情報処理センターの歩みとこれから

総合情報処理センター長 木村文隆	5
------------------	---

センター利用状況 7

センター組織・規則

総合情報処理センター運営委員会委員	24
情報ネットワーク専門委員会委員	25
三重大学学術情報ポータルセンター規程	26
三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会規定	28
三重大学総合情報処理センター規程	30
三重大学総合情報処理センター運営委員会規程	32
三重大学情報ネットワーク専門委員会規程	34
三重大学総合情報処理センター利用規程	36
三重大学総合情報処理センター利用細則	38
三重大学総合情報処理センター情報処理教育システム利用細則	40

巻頭言

理事・副学長（情報・国際担当） 松岡 守

平成 21 年 4 月より担当させていただくこととなりました。

昨年度は第一期中期目標・計画について法人評価を受けました。総合情報処理センターも関係する評価としては「情報基盤に関する組織・人事体制の改善、効率的な予算執行、外部資金の獲得等運営・管理のための基盤環境整備に取り組み」について、平成 18 年度に総合情報処理センターと附属図書館両施設の機能をウェブサイトで統合した学術情報ポータルセンターを設置したほか、外部資金の獲得等により情報基盤の整備が図られていることは、学生の満足度調査における『学習に必要な図書・論文雑誌・データベース等の電子情報の充実』等の関連評価項目の満足度が顕著に向上している点で、優れていると判断される。」といった記載があります。平成 21 年度は第一期の最終年度として中期計画・目標を全うすると同時に来年度からの第二期に向けての準備を進めていく必要があります。

情報関係は CPU の処理速度等、数値的には指数関数的な発展を遂げており、新しい技術・普及には予測が困難なものも少なくありません。大学には「計算センター」などというものがあってそこにパンチカードを持ち込み計算結果を紙媒体で得て持ち帰るということが行われていたのは遠い昔のことではありません。今では個人で持っているパソコンの方が当時の大型計算機よりも性能的に優れています。そのパソコンは普通インターネットでつながっており（従来は高度と思われていた）様々なことが簡単に行えるようになってきました。例えば衛星通信でつながれた遠隔授業室がなくても、安価に得られるウェブカメラを使って気軽に海外との遠隔授業ができてしまいます。しかしいつの時代も先導を切ってコンピュータを使いこなす人から困っている人まで実に幅広いというのもこの分野の特徴と言えましょう。安心して使えるか（コンピュータウイルス、バックアップの問題）もますます重要な課題となっています。

今の総合情報処理センターには大型計算機は必ずしも必要ありませんが、個々のパソコンでは得られない計算機資源、ネットワークを提供することに加え、コンピュータとネットワークの使い勝手と安心を提供するという、従来の計算センターとは違った意味の中心的な役割を持つことが求められていると思

います。その大半の仕事は黒子的で目立ちませんが、普通に使えているときは陰で頑張っている人がおり、トラブルが生じているときもやはり陰で復旧や再発防止に向けて頑張っている人がいる、そんな目で総合情報処理センターの成長と発展を見守っていただくと自然と今後の向かうべき方向が見えてくると思っています。

総合情報処理センターの歩みとこれから

総合情報処理センター長 木村文隆

平成 15 年 4 月 1 日に、三重大学総合情報処理センターが発足し、当時の古橋センター長を中心として、情報リテラシー教育、高品質で安定した情報インフラの整備・維持、情報セキュリティの確保のために、それまでの情報処理センターの体制を見直すこととなった。

平成 17 年 6 月より、太田前センター長を中心に、3 つの研究開発・サービス部門を設けて以下のような新しい体制をスタートさせた。

(1) ネットワーク情報基盤研究部門 (教授 (兼務)、助教授、助手 2)

全学の情報基盤であるネットワーク、教育研究システム、データベースなどの構築及び運用に関する戦略を立て方針を決定し、その管理を行う部門。

(2) 教育情報システム研究部門 (教授 (兼務)、助教授 (兼務))

PBL、e-learning、遠隔授業など情報技術を用いた教育システムの研究開発を行う部門。

(3) ネットワーク情報サービス部門 (センター長、技術職員 3)

センターが全学に提供しているネットワーク、教育研究システム、データベースなどの管理および運用に関する現場実務を行う部門。

また、総合情報処理センターの事務も同年 4 月より情報基盤課が担当することになり、二人の事務職員にセンター事務室に常駐していただくことになった。

新体制のスタートと相前後して、平成 16 年度には、教育用端末の倍増、センターシステムの更新、SINET 回線の 100Mbps 化と情報基盤の整備を行い、平成 17 年度には、全学 e-learning システムの構築、IC カードの導入、無線 LAN 環境の整備などがセンターを中心に進められた。無線 LAN に関しては、アクセスポイントを全学に配備し、学内のほとんどすべての教室、多くの会議室をカバーするモバイル LAN の運用を開始した。これによって、全教職員、全学生が無線 LAN を使用できるようになった。

平成 18 年度には引き続き以下のような情報ネットワーク基盤整備が行われた。

(1) キャンパスネットワークの更新

平成 13 年に導入された GbE によりバックボーンは 1Gbps/2Gbps、末端 (建物の各階) は 100Mbps になったが、末端まで 1Gbps にするため、H18 年度はバック

ボーンスイッチの更新とバックボーンをフラット化する一期工事を行い、H19年度以降の2期工事では各建物の各階のHUBの1Gbps化を行った。

(2) 末端100Mbps化

GbEの導入時に100Mbps化からもれたところの100Mbps化を行った。

平成19年度には教育用システムのPCの台数が3倍近くに増強され、第1～第5教室と図書館の端末室で合計351台となった。これによって、全学生が利用する履修申告やTOEIC自習システムなどにもスムーズに対応できるPC教室環境ができあがった。情報ネットワークに関しても、インターネットへの接続回線の増強、キャンパスネットワークのバックボーンの強化、モバイルLANの全学の教室、会議室等への展開が行われ、モバイルLANに関しては、220台のアクセスポイントで、学内のほとんどの教室と、図書館、生協(食堂)、翠陵会館、講堂、体育館、会議室、サークル棟などのパブリックスペースでも利用が可能となった。

昨年度は、センターシステムの更新を行い、教育用パソコンのネットワークブートによるシンクライアント化等を行った。また、全学学部1年生を対象とした情報リテラシー・情報倫理の教材作成および講義の担当、国立情報学研究所のUPKIサーバ証明書プロジェクトを活用したサーバ証明書取得代行サービス、Microsoft Office 包括ライセンスプログラムなどを開始した。包括ライセンスプログラムによって、本学構成員であれば誰でもMicrosoft Office Enterpriseを使うことができるようになった。サイトライセンスソフトウェアとしては、Office以外にも、研究に必要なソフトウェアとしてSAS、SPSS、Matlab、Mathematica、SolidWorks、AutoCAD、ウィルス対策ソフト等を学内に提供している。

今年度は、補正予算によるキャンパスネットワーク更新によるバックボーンの10Gbps化、情報基盤チームが管理するサイボウズグループとの統一アカウント連携対応、モバイルLANアクセスポイントの増設などをすすめている。

総合情報処理センターはこれからも全学の教員、職員、学生によりよい情報基盤サービスを提供していきますので、今後とも皆様のセンターへのご理解とご協力をお願いいたします。

センター利用状況

1 教室利用統計

1.1 教室利用時間割

(1) 前期

		1・2限	3・4限	5・6限	7・8限	9・10限
		8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50
月	第1	I S O環境管理 学 共(佐藤 邦夫) 60人+ α	計量経済学 人(水落 正明) 50人	社会医学(修 士)社会と医学 (医学科) 医(北村 文彦) 120人 5月12日から6 月9日まで	情報科学基礎 共(中野 正孝)100人	
	第2	コンピュータと 英語 教(早瀬 光秋) 25人	情報科学 共(武本 行正) 30人			
	第3	情報数学要論II 教(武本 行正) 5人				
	第4	視聴覚教育 人(須曾野 仁志) 50人	計算気候学II 工(鶴岡 信治) 80人	建築情報処理 基礎 共(北野 博亮) 50人	教育工学 教(須曾野 仁 志) 75人	情報科学基礎 共(中田 康行) 40人
	第5	オリエンテーシ ョンセミナー 人(高橋 秀治) 25人 4月21日から5 月7日まで				
火	第1	情報科学基礎 共(東 廉) 40人	計算機基礎 共(小林 正) 50人			
	第2	応用環境情報学 特論 生(佐藤 邦夫) 20人	数値計算と統 計処理I 共(井岡 幹博) 30人			
	第3					
	第4		情報科学基礎 共(魚住 明生) 42人		数式処理 教(萩原 克幸) 30人	情報科学基礎 共(長井 務) 60人+ α
	第5	オリエンテーシ ョンセミナー 人(伊藤 睦) 25人 4月22日から5 月13日まで				

水	第1	計量経済学 人(水落 正明) 50人	学術情報論A 人(小山 憲司) 50人	機械設計基礎及び製図演習 工(中村 裕一・松井 正仁) 60人		
	第2	オリエンテーシ ョンセミナー 人(深井 英喜) 40人 4月23日から5 月14日まで	建築情報処理応 用 工(北野 博亮・ 三島 直生) 20人			
	第3	オリエンテーシ ョンセミナー 人(野崎 哲哉) 20人 4月23日から5 月14日まで	建築情報処理 応用 工(北野 博亮) 20人			
	第4	情報科学基礎 共(三谷 昌輝、 吉岡 泰規) 110人		情報科学基礎 I(基礎) 共(伊藤 厚貴) 90人		
	第5	オリエンテーシ ョンセミナー 人(寺川 史朗) 30人 4月23日から5 月14日まで	情報科学基礎 共(濱 森太郎) 30人			
木	第1	計量経済学 人(水落 正明) 50人	学術情報論A 人(小山 憲司) 50人	機械設計基礎及び製図演習 工(中村裕一・松井正仁) 60人		
	第2		情報科学基礎 II(応用) 共(森 久綱) 40人	CAD製図 生(石黒 覚) 30人 5~8限		ロボット工学 特論 工(加藤 典彦) 30人
	第3					
	第4	オリエンテーシ ョンセミナー 人(鹿嶋 洋) 50人 4月24日から5 月14日まで	教育工学演習 教(下村 勉) 45人	プログラミング 演習II 工(鶴岡 信治) 90人	情報科学基礎 共(奥村 晴彦) 50人	計算機特論及 び同II 工(北 英彦) 48人
	第5		英作文I 教(荒尾 浩子) 20人	家庭情報処理/ 消費情報処理 教(長井 務) 21人		ヨーロッパ・地 中海の風土と 地誌 人(東 廉) 30 人

金	第1	情報科学基礎 共（伊藤 厚貴） 40人				
	第2	応用シミュレ ーション工学 生（佐藤 邦夫） 30人				
	第3					
	第4	オリエンテー ションセミナ ー 人（人島 利喜） 75人 4月25日から5 月9日まで	情報科学基礎 共（伊藤 信成） 40人			計算機基礎 I 及び演習 共（北 英彦） 90人
	第5		PBLセミナー E 共（東 廉） 30人		ヨーロッパ・ 地中海地誌演 習 人（東 廉） 15人	

(2)後期

		1・2限 8:50~10:20	3・4限 10:30~12:00	5・6限 13:00~14:30	7・8限 14:40~16:10	9・10限 16:20~17:50
月	第1			機械設計製図演習 工(松井 正仁) 60人		計算機言語 工(野呂 雄一) 40人
	第2		情報科学 共(武本 行正) 60人			
	第3	情報数学要論II 教(武本 行正) 5人				
	第4		情報化社会と 著作権 共(須曾野 仁志) 70人			環境情報学 生(王 秀崙) 50人
	第5		情報システム 概論 教(萩原 克幸) 20人			
火	第1	プログラミング演習I 工(森 香津夫) 50人(隔週)				
	第2					
	第3	バイオマス 利用学 生(佐藤 邦夫) 5人				
	第4		数値計算と 統計処理II 共(井岡 幹博) 63人			基礎物理学I 共(佐藤 邦夫) 60人
	第5			ソフトウェア 工学 教(丁 亜希) 29人		
水	第1					機械設計製図 工(鎌田, 西村, 安藤) 100人
	第2			情報科学基礎 II(応用) 共(伊藤 厚貴) 40人		
	第3	地域経営工学 演習 工(浦山 益郎) 15人				
	第4	電子計算機プログラミング 及び演習 共(前田 太佳夫・鎌田 泰成) 100人		情報科学演習 生(中西 健一) 70人		計算機基礎II 及び演習 共(北 英彦) 90人

	第5		英語Ⅲ英会話A 共(リッチポーター) 30人			
木	第1		学術情報論 人(小山 憲司) 50人	電気電子設計(制御システム設計) 工(駒田 諭) 30人		
	第2		情報科学 共(谷口 礼偉) 20人			
	第3		海洋個体群 解析学 生(原田 泰志) 20人	電気電子設計(ソフトウェア設計) 工(北 英彦) 20人		
	第4	数値熱流体力学 工(辻本 公一) 100人	教育工学 教(下村 勉) 50人	電気電子設計(電磁界解析) 工(首藤 雅夫) 30人		
	第5		英作文Ⅱ 教(荒尾 浩子) 20人	環境情報システム工学実習Ⅰ 生(鬼頭 孝治) 20人 5~7限	ヨーロッパ・地 中海の風土と 地誌B 人(東 廉) 19人	
金	第1					
	第2		応用制御工学特 論 生(佐藤 邦夫) 15人			
	第3			機電工学実験Ⅱ 工(中村 裕一) 14人		
	第4		システム制御 工学 工(加藤 典彦) 100人	プログラミング 言語 工(林 照峯) 90人		
	第5		共通セミナーE 共(東 廉) 30人		ヨーロッパ地 誌演習 人(東 廉) 8人	

(3) 随時

利用期間	利用 教室	所属学部	授業名
2008			
4/11 (12:00~13:00)	3	人文学部	オリエンテーションセミナー
4/16(13:00~14:30)	1,2	工学部	機械工学フレッシュマンゼミナール
4/23(16:20~17:50)	5	教育学部	P B LセミナーF
4/24(16:20~17:50)	1	教育学部	文献検索講習会
5/28(13:00~14:30)	1,2	工学部	機械工学フレッシュマンゼミナール
5/28(14:40~16:10)	4	医学部看護学科	文献検索講習会
6/10, 17 7/1(10:30~12:00)	3	教育学部	消費生活科学演習Ⅲ
6/12(10:30~12:00)	3	人文学部	P B Lセミナー
6/18(16:20~17:50)	2	共通教育	英語Ⅲ英会話A
7/9(10:30~12:00)	4	生物資源学部	生物資源情報学
7/9(13:00~14:30)	2	工学部	フレッシュマンゼミナール
7/15, 22(13:00~17:50)	2	生物資源学研究科	海洋個体群動態学特論
7/16(16:20~17:50)	5	共通教育	P B LセミナーE
7/17, 24(14:40~16:10)	3	人文学部	計量経済学演習水
7/28(8:50~10:20)	2	共通教育	I S O環境管理学
7/29(10:30~12:00)	1	共通教育	数値計算と統計処理 I
8/25~28(8:50~16:10)	1	学校図書館司書教諭講習 (教育学部)	情報メディアの活用
8/25(10:30~16:10) 8/26~28(8:50~16:10)	5	人文学部	アジア・オセアニアの文学A
8/27, 28 (10:30~16:10)	4	人文学部	教育学
8/29 (8:50~17:50)	4	生物資源学部	ベンチャー企業論
9/10, 12 (8:50~12:00)	1,2	工学研究科	知的財産権出願特論
9/26 (8:50~12:00)	1,2,3	工学部	知的財産権概論
9/26 (8:50~13:30)	5	臨時教室開放	
10/2 (16:20~17:50)	2	生物資源学部	水圏生命科学英語

			(情報リテラシー講習会)
10/17 (14:40~17:50) 10/18, 19(8:50~17:50)	4	知的財産統括室	Mip 特許塾
8/6~8 (13:00~16:10)	1	人文学部	中国の言語A
8/25~28(8:50~16:10)	1	学校図書館司書教諭講習 (教育学部)	情報メディアの活用
8/25 (10:30~16:10) 8/26~28(8:50~16:10)	5	人文学部	アジア・オセアニアの文学A
8/27, 28 (10:30~16:10)	4	人文学部	教育学
8/29 (8:50~17:50)	4	生物資源学部	ベンチャー企業論
9/10, 12 (8:50~12:00)	1,2	工学研究科	知的財産権出願特論
9/10 (13:00~17:50)	1	学務部	履修申告入力テスト
9/26 (8:50~12:00)	1,2,3	工学部	知的財産権概論
9/26 (8:50~13:30)	5	臨時教室開放	
9/29, 30 (8:50~16:10)	1	人事チーム	三重大学事務情報化研修
10/2 (16:20~17:50)	2	生物資源学部	水圏生命科学英語 (情報リテラシー講習会)
10/17 (14:40~17:50) 10/18, 19(8:50~17:50)	4	知的財産統括室	Mip 特許塾
10/17, 24 11/7, 14 (8:50~10:20)	4	工学部	計算機援用工学
10/2(16:20~17:50)	2	生物資源学部	水圏生命科学英語 (情報リテラシー講習会)
10/17 (14:40~17:50) 10/18, 19(8:50~17:50)	4	知的財産統括室	Mip 特許塾
10/21 (10:30~12:00) 10/22(16:20~17:50)	5	生物資源学部	図書館講習会 PBL セミナーF (食の文化と健康)
10/21 (16:20~17:50)	1	工学部	計算機基礎Ⅱ及び演習
10/17, 24 11/7, 14 (8:50~10:20)	4	工学部	計算機援用工学

11/21 (10:30~12:00)	3	人文学部	英語学演習
11/28 (13:00~17:50)	1	学務部	UNIPA サーバテスト
12/11 (13:00~16:10) 12/12(13:00~14:30)	2	生物資源学部	食品デザイン学実習
12/22 (13:00~17:50)	2	附属図書館	津市学校図書館支援センター 推進事業における講習会
12/24 (13:00~17:50)	3,4	医学部	医学科共用試験 C B T - 動作試験
12/24, 25, 26 (8:50~17:50)	5	人文学部	アジア・オセアニアの文学 (B)
1/8 (13:00~16:10)	3	工学部	電気電子設計 (ソフトウェア設計)
1/8 (13:00~16:10)	2	工学部	電気電子設計 (制御システム設計)
1/8 (13:00~16:10)	4	工学部	電気電子設計 (電磁界解析)
1/13 (16:20~17:50)	3	人文学部	経営学総論演習
1/20 (16:20~19:30)	3	人文学部	経営学総論演習
2/5 (13:00~15:25)	2	生物資源学部	環境情報システム工学実習 I
2/5 (13:00~16:10)	4	医学部	医学科共用試験 C B T - 動作試験
2/9 (8:50~16:10)	1	職員チーム	三重大学事務情報化研修
2/10 (13:00~14:30)	3	工学部	計算機基礎 II 及び演習
2/13 (終日)	3,4	医学部	医学科共用試験 C B T

1.2 端末利用時間・のべ利用者数・実利用者数

2008年度分を対象としています。特記なき「学年」は、学部生の学年です。

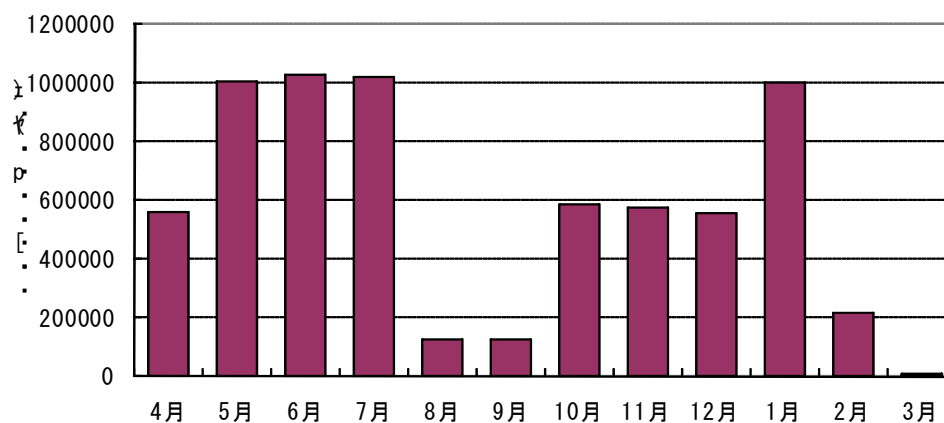
教室系システム更新に伴い、2009年2月、3月分の集計データの一部に抜けがあります。

(1) 端末利用時間

端末利用時間に関する統計です。

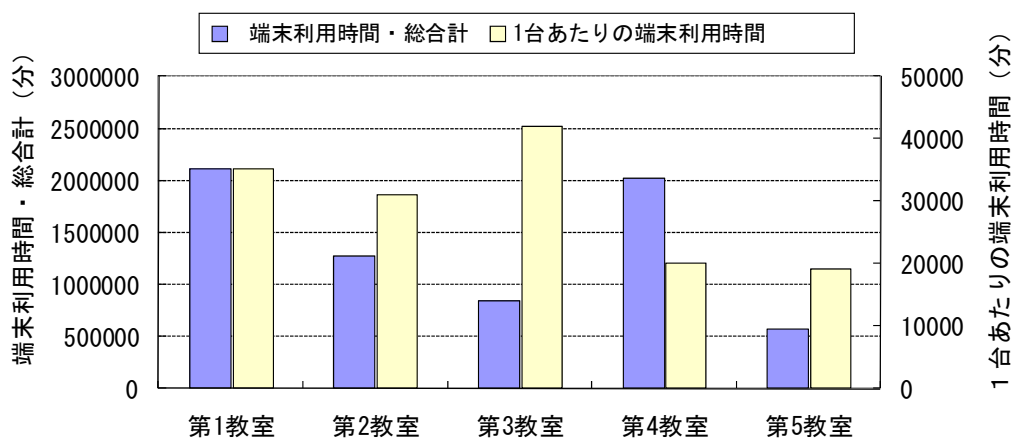
(a) 端末利用時間（月別）

総端末利用時間を月別に集計してあります。



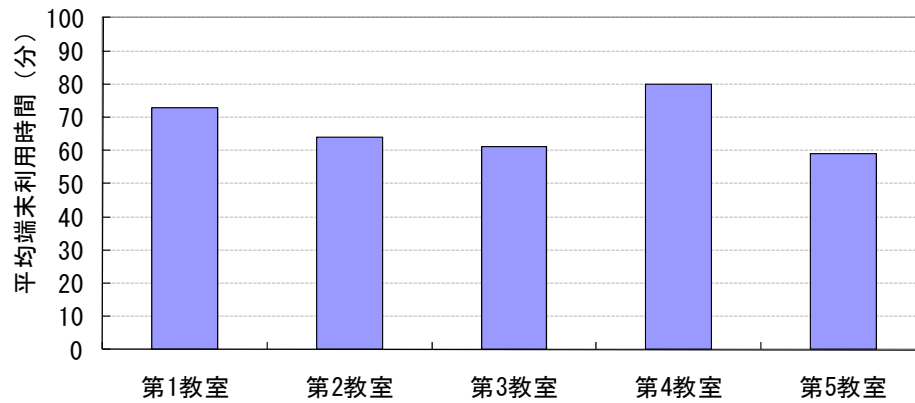
(b) 端末利用時間（教室別）

端末利用時間の総合計と1台あたりの端末利用時間を、教室別に示しています。



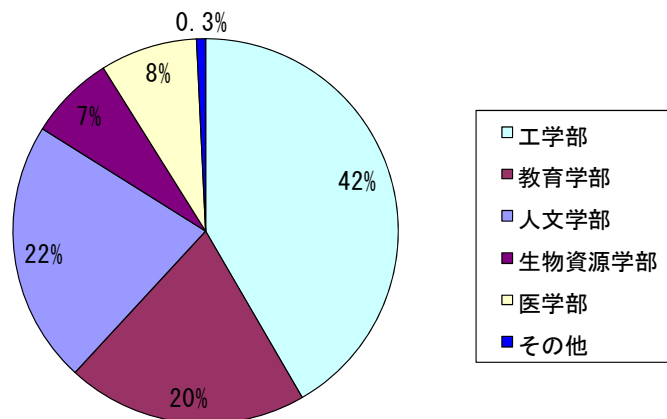
(c)平均端末利用時間（教室別）

利用者が1日に端末を利用する上での、平均端末利用時間を教室別に示しています。



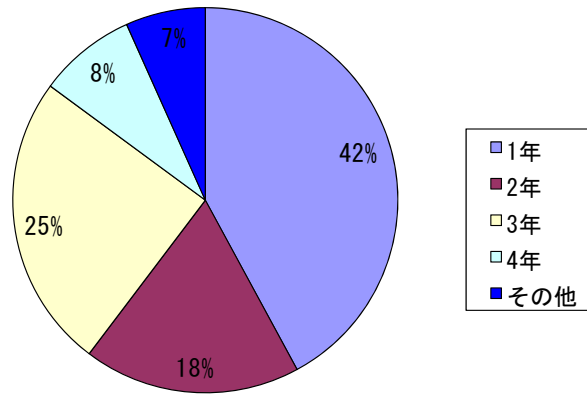
(d)端末利用時間（学部別）

総端末利用時間の学部別割合を示しています。



(e)端末利用時間（学年別）

総端末利用時間の学年別割合を表しています。

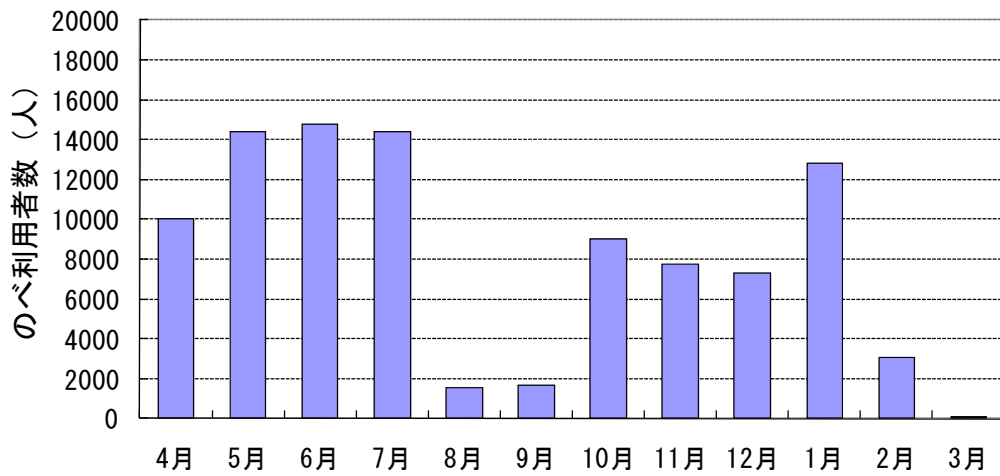


(2)のべ利用者数

端末を利用した、のべ利用者数に関する統計です。

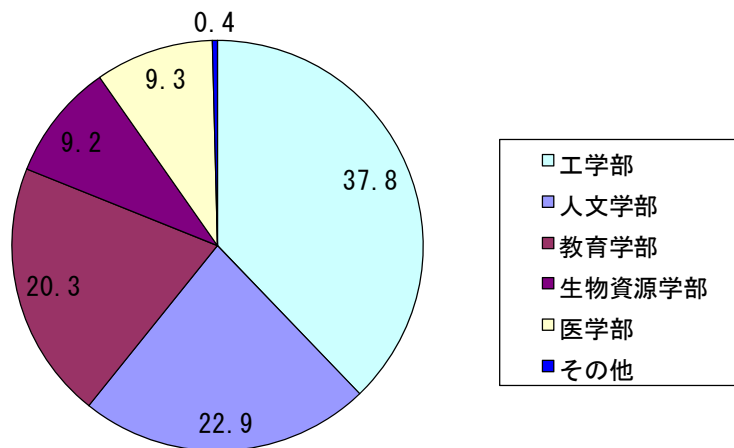
(a)のべ利用者数（月別）

月ごとの、のべ端末利用者数を計上してあります。ただし、同一日、同一端末に同一利用者が、複数回ログインした場合は、1人としています。



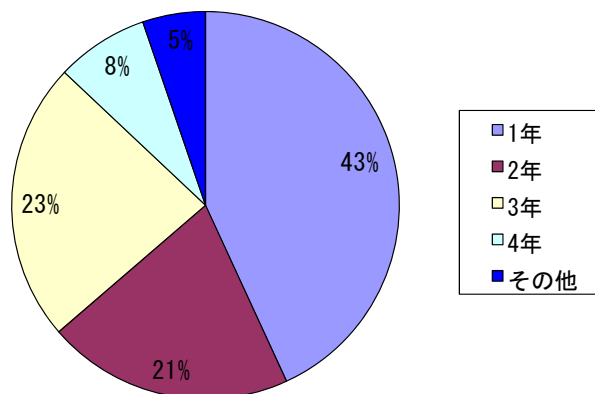
(b)のべ利用者数（学部別）

のべ利用者数の学部別割合を示しています。



(c) のべ利用者数 (学年別)

のべ利用者の学年別割合を示しています。

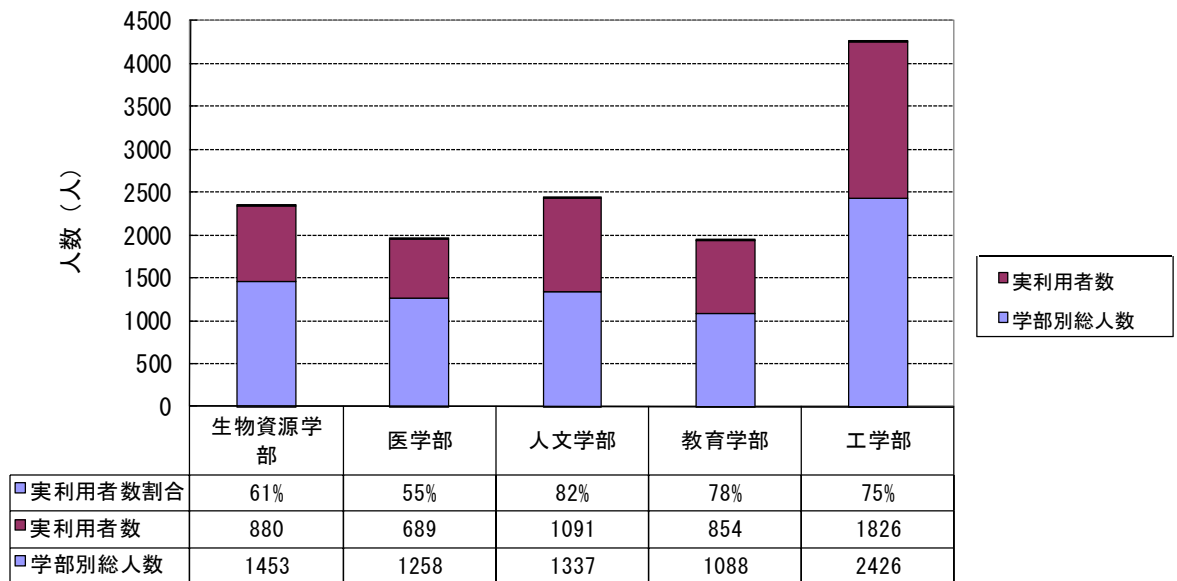


(3)実利用者数

のべ利用者数と異なり、同一利用者の重複をカウントしない実利用者に関する統計です。

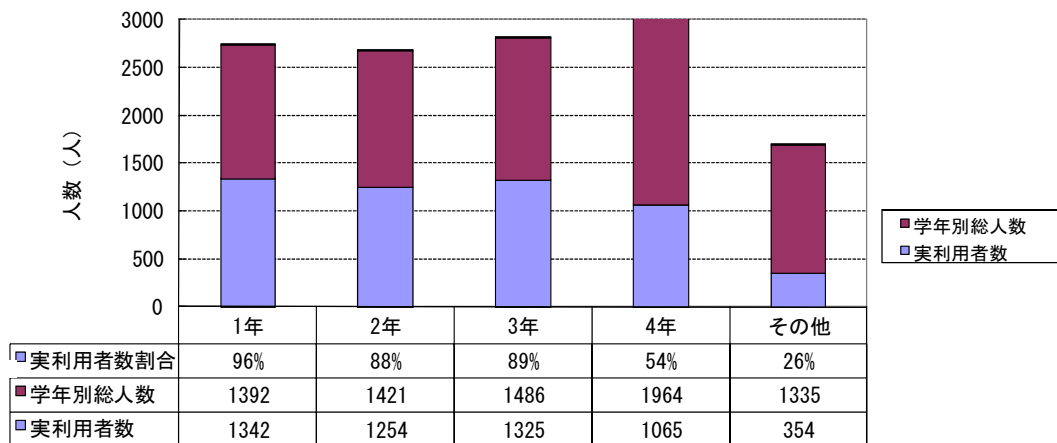
(a)学生総数に対する端末実利用者数及び学部別割合

アカウント発行対象学生数 (ほぼ全学生) に対する端末の実利用者数と、その学部別割合を示しています。



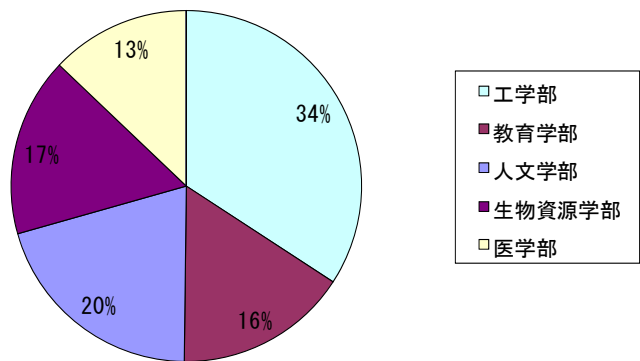
(b) 学生総数に対する端末実利用者数及び学年別割合

アカウント発行対象学生（ほぼ全学生）に対する端末の実利用者数学年別割合を示しています。



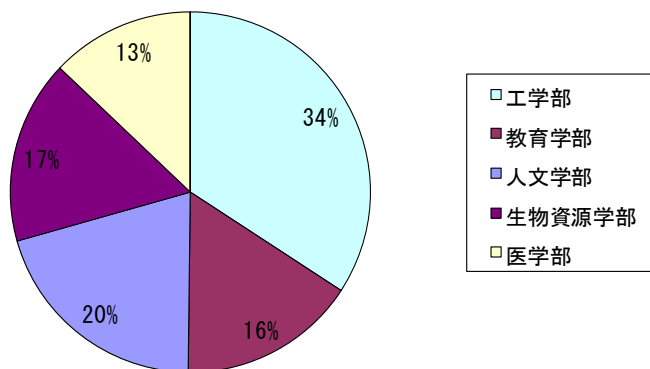
(c) 実利用者数（学部別）

実利用者数の学部別割合を示しています。



(d) 実利用者数における学年別割合

(c)と同様に実利用者にのみ着目した学年別割合を示しています。

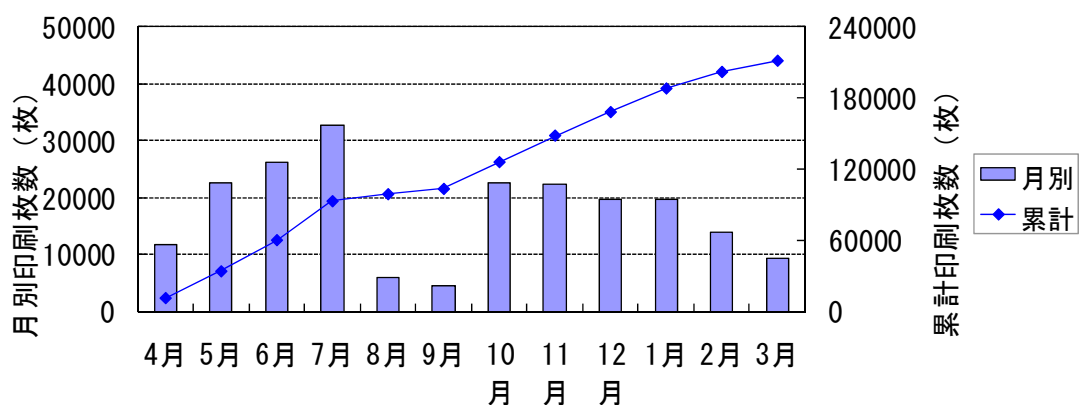


1.3 印刷関連統計

2009/2/26 よりシステムリプレイスに伴い、図書館端末からの印刷枚数も含まれています。

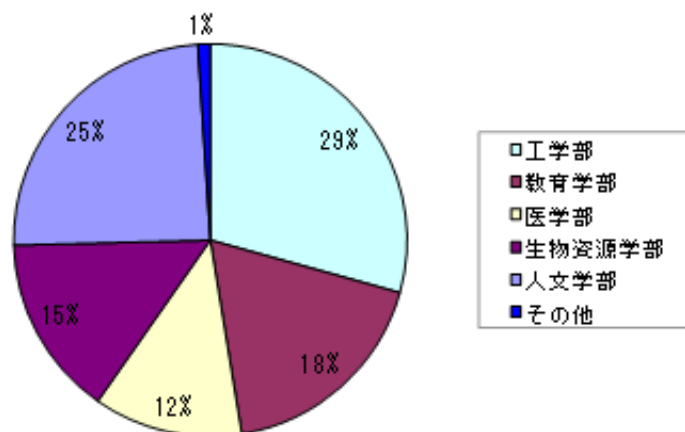
(a)印刷枚数（月別）及び累計

月別の印刷枚数および累計印刷枚数を示しています。



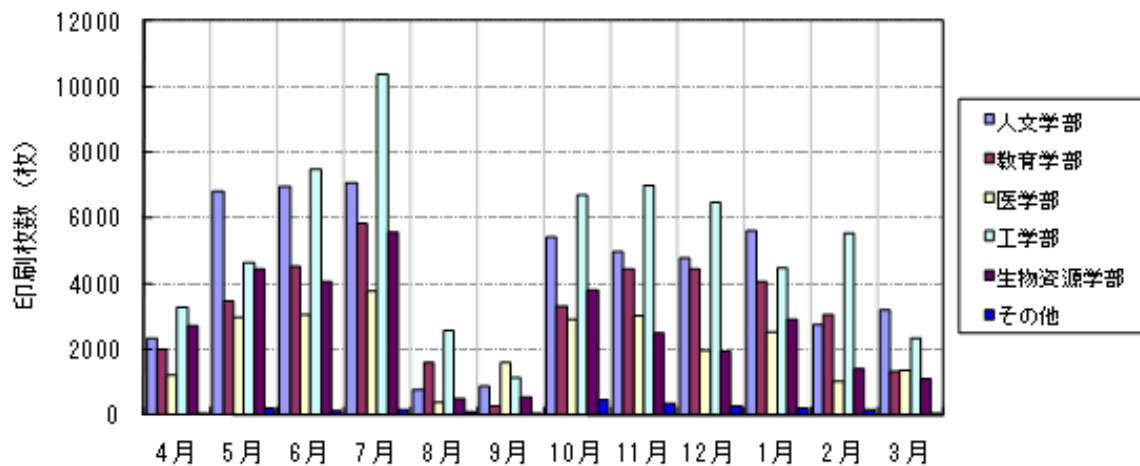
(b)印刷枚数（学部別割合）

総印刷枚数の学部別割合を示しています。



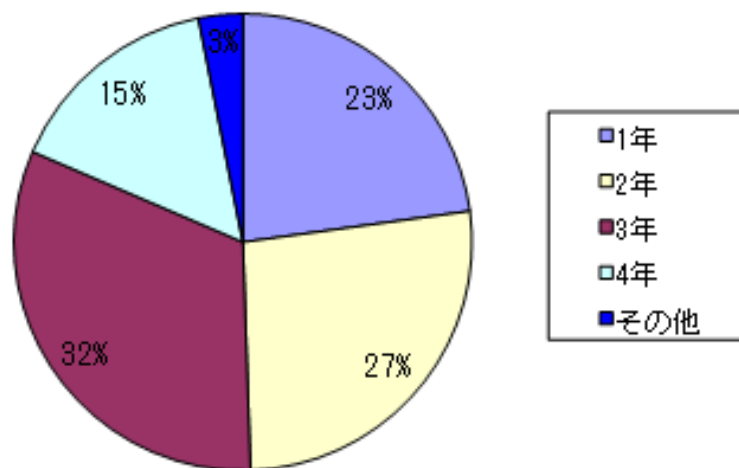
(c)印刷枚数推移（学部別）

学部別印刷枚数の推移を月別に示しています。



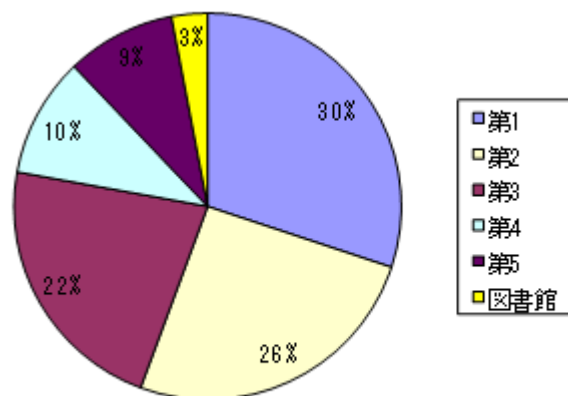
(d)印刷枚数・学年別割合

総印刷枚数の学年別割合を示しています。



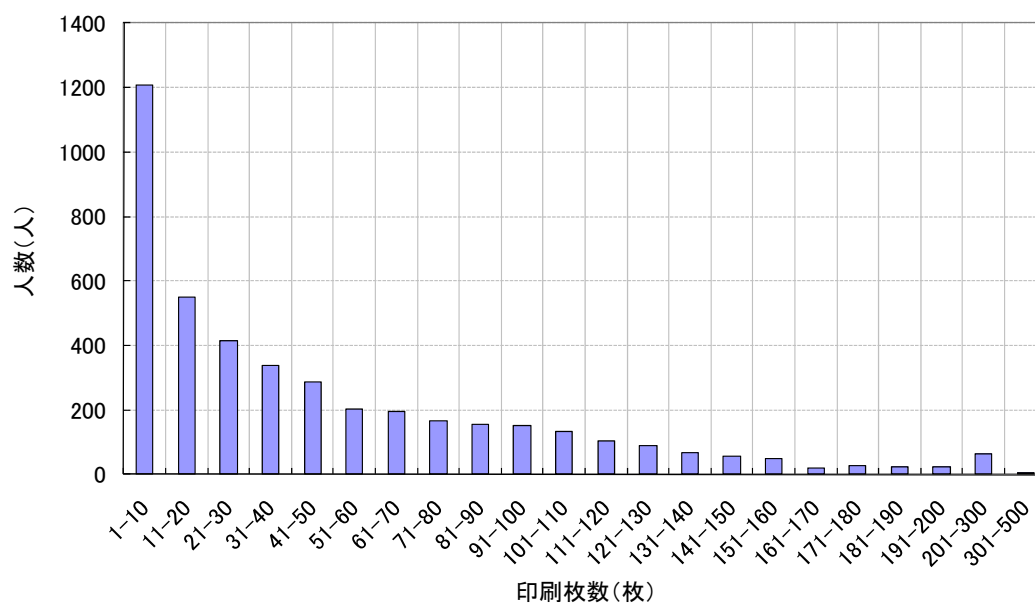
(e)印刷枚数・教室別割合

総印刷枚数の教室別割合を示しています。



(f)印刷枚数に関する利用者数分布

どれくらいの枚数を印刷した利用者数が多いかを示しています。



三重大学総合情報処理センター運営委員会委員

平成 20 年 4 月 1 日現在

所属学部名等	職 名	氏 名	備 考
理 事	理 事 副学長	小林 英雄	情報・国際交 流担当
	理 事 事務局長	三浦 春政	総務・財務担 当
総合情報処理 センター	教 授	太田 義勝	センター長
	准教授	杉浦 徳宏	
	助 教	堀川 慎一	
	助 教	三橋 一郎	
人文学部	准教授	小山 憲司	
教育学部	教 授	山守 一徳	
医学研究科	教 授	山本 皓二	
工学研究科	准教授	寺島 貴根	
生物資源学研究科	教 授	梅川 逸人	
共通教育センター	教 授	取手 伸夫	

三重大学情報ネットワーク専門委員会委員

平成 20 年 4 月 1 日現在

所属学部名等	職 名	氏 名	備 考
理 事	理 事 副学長	小林 英雄	情報・国際交 流担当
総合情報処理 センター	教 授	太田 義勝	センター長
	准教授	杉浦 徳宏	
	助 教	堀川 慎一	
	助 教	三橋 一郎	
人文学部	准教授	小山 憲司	
	准教授	森 久綱	
教育学部	教 授	山守 一徳	
	教 授	丁 亜希	
医学系研究科	教 授	中野 正孝	
	講 師	中井 桂司	
附属病院	講 師	高田 孝広	
	助 教	磯田 憲一	
工学研究科	准教授	加藤 典彦	
	助 教	内藤 克浩	
生物資源学研究科	准教授	中西 健一	
	助 教	伊藤 良栄	
共通教育センター	教 授	鈴木 実平	
生命科学支援 センター	教 授	小林 一成	
国際交流センター	准教授	福岡 昌子	
保健管理センター	教 授	岡野 禎治	
学術情報部	部 長	酒井 和博	
	リーダー	長嶋 重次	情報基盤

○三重大学学術情報ポータルセンター規程

改正

平成19年3月15日規程

(設置)

第1条 三重大学に、三重大学学術情報ポータルセンター(以下「ポータルセンター」という。)を置く。

(目的)

第2条 ポータルセンターは、三重大学の教育・研究活動を支援する情報関連の施設・設備を整備し、もって本学の教育研究及び地域活動に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 ポータルセンターは、前条の目的を達成するために次の各号の業務を行う。

- (1) 教育・研究に必要で適切な図書館資料と図書館施設の提供
- (2) 教育・研究に必要なネットワーク整備
- (3) 各種メディア対応施設(メディアホール等)の提供
- (4) ネットワークを活用した教育システム(TOEIC, e-Learning, 遠隔地教育, 電子シラバス等)の提供支援及び研究
- (5) 研究成果の情報発信及び学術機関リポジトリの基盤整備
- (6) 産学官の協働事業
- (7) ネットワーク情報基盤に関する研究
- (8) 電子図書情報に関する研究
- (9) その他ポータルセンターの目的達成のために必要な業務

(組織)

第4条 前条の業務を実施するため、ポータルセンターに次の各号の施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 総合情報処理センター

(センター長)

第5条 ポータルセンターにセンター長を置く。

2 センター長は、ポータルセンターを代表し、その業務を総括する。

3 センター長は、情報・国際交流担当理事をもって充てる。

(運営委員会)

第6条 ポータルセンターの運営に関する事項を審議するため、三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 ポータルセンターに関する事務は、学術情報部情報図書館チーム及び情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会規程

改正

平成20年4月1日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学学術情報ポータルセンター規程第6条第2項の規定に基づき、三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術情報ポータルセンター(以下「ポータルセンター」という。)の運営に関する基本事項
- (2) ポータルセンターの事業計画に関する事項
- (3) その他ポータルセンターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ポータルセンター長
- (2) 総合情報処理センター長
- (3) 各学部又は研究科及び共通教育センターから推薦された附属図書館運営委員会委員 各1名
- (4) 総合情報処理センターから推薦された大学教員 1名
- (5) 附属図書館から推薦された大学教員 1名
- (6) 学術情報部長
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号,第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、同項第4号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、ポータルセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学術情報部情報図書館チーム及び情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

○三重大学総合情報処理センター規程

改正

平成17年5月26日規程

平成18年5月18日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人三重大学学則第8条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における情報処理システム及び情報ネットワークシステムを一元的、安全かつ効率的に運用し、研究及び教育に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究のための情報システムに関すること。
- (2) 学術情報の処理及び提供に関すること。
- (3) 情報教育及び情報ネットワークに関すること。
- (4) その他情報技術に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 大学教員及びその他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長及び大学教員の選考)

第6条 センター長及び大学教員の選考については、別に定める。

(兼務の大学教員)

第7条 センターに、兼務の大学教員を置き、センター長が選考し、学長が任命する。

2 兼務の大学教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の兼務の大学教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関する事項を審議するため、三重大学総合情報処理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第9条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年5月26日規程)

この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年5月18日規程)

この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

○三重大学総合情報処理センター運営委員会規程

改正

平成17年5月26日規程

平成18年2月23日規程

平成18年5月18日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学総合情報処理センター規程第8条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合情報処理センター(以下「センター」という。)の運営に関する基本事項
- (2) センターの事業計画に関する事項
- (3) その他センターの運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報・国際交流担当理事
- (2) センター長
- (3) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各1名
- (4) センターの大学教員
- (5) 共通教育センターから推薦された大学教員 1名
- (6) 事務局長

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際現に廃止前の三重大学総合情報処理センター運営委員会規程(平成15年4月1日制定)第3号第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号及び第5号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成17年5月26日規程)

- 1 この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号の医学部の委員である者は、この規程の第3条第1項第4号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成18年2月23日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月18日規程)

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

○三重大学情報ネットワーク専門委員会規程

改正

平成17年9月27日規程

平成18年5月18日規程

(設置)

第1条 三重大学(以下「本学」という。)に、三重大学情報ネットワーク専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 情報ネットワークの運営に関する事項
- (2) 学外ネットワークとの連絡調整に関する事項
- (3) その他情報ネットワークに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報・国際交流担当理事
- (2) 総合情報処理センター長
- (3) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各2名
- (4) 医学部附属病院から推薦された大学教員 2名
- (5) 各学内共同教育研究施設から推薦された大学教員 各1名
- (6) 共通教育センターから推薦された大学教員 1名
- (7) 学術情報部長
- (8) 学術情報部情報基盤チームリーダー
- (9) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号まで及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、情報・国際交流担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月27日規程)

- 1 この規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号の医学部の委員である者は、この規程の第3条第1項第4号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成18年5月18日規程)

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

○三重大学総合情報処理センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学総合情報処理センター規程第8条の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の条件)

第2条 センターは、情報処理及び情報ネットワークに関する学術研究及び教育並びに大学運営上必要な業務を行う場合に利用できるものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 センターを利用(情報処理教育を除く。)しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出するものとする。

2 情報処理教育のためにセンターを利用しようとする場合は、別に定める。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、申請者に利用番号を付して、通知するものとする。

2 前項の承認の有効期限は、当該年度限りとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、利用申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用番号の転用の禁止)

第7条 利用者は、その利用番号を他の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(利用の方法)

第8条 センターの機器の使用は、利用者自身が行うものとする。

2 センターの機器等の使用に際して必要な事項は、別に定める。

(報告等)

第9条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センター利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

2 利用者は、研究等の成果を論文等によって公表するときは、その論文等にセンターを利用した旨を明示するものとする。

(利用承認の取消し等)

第10条 センター長は、利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

三重大学総合情報処理センター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、三重大学総合情報処理センター利用規程第11条の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター（以下「センター」という。）の一般的な利用に関し必要な事項を定める。

(利用の申請)

第2条 利用の申請に際しては、所定の利用申請書に必要事項を記入するとともに、次のうち一つ以上を呈示しなければならない。

- 一 学生の場合、学生証、職員の場合、本学発行の身分証明書
- 二 前号に合致するものを呈示できない場合、本学にて教育を受けていることを証明するもの。
- 三 第1号又は第2号に合致するものを呈示できない場合、指導大学教員の承認を示すもの。

2 センター長が別に定めるシステム及びサービスの利用については、年度当初における本学在籍データの確認をもって利用申請がなされたとみなすことができる。

(利用の承認)

第3条 センター長は、利用の申請を承認した場合は、利用番号及び初期パスワードを申請者に通知するものとする。

(パスワードの管理)

第4条 利用者は、パスワードについて他者に知られてはならない。

2 利用者は、通知された初期パスワードを変更することができる。ただし、変更によるトラブルは本人の責とし、変更したパスワードの問合せにはセンターは応じない。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及び年末年始（十二月二十九日から翌年一月三日まで）を除く。）の8時40分から20時50分までとする。ただし、センター長が業務運営上必要と認めるときは、センターの利用の全部又は一部を休止し、又は延長する。

(機器の利用)

第6条 センターの機器の利用は、原則として受付順によるものとする。ただし、別に定める一部の特殊機器については予約制により行うものとする。

2 センターの機器の利用に際しての詳細は、マニュアル及び利用の手引きその他説明書に基づくものとし、利用者に配布されるものを除きセンター長の許可なくセンターから持ち出してはならない。

3 消耗品類の利用については、一定の制限を設けることがある。

4 その他センターの利用に際しては、センターで定める利用の手引き等を遵守しなければならない。

(ライセンスによる利用制限)

第7条 センターの機器の利用については、システム及びサービスの利用許可とは別に、機器に定めるライセンス上の使用許諾の制限を受ける。

(セキュリティポリシーの厳守)

第8条 センターの利用に際しては、三重大学情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順書を厳守しなければならない。

(利用の停止及び処分)

第9条 利用者が、この細則若しくはこの細則に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取消し、又は一定期間センターの利用を停止させることができる。また、特に悪質とセンター長が認めた場合には、利用者の身分に関する処分について、その権限を有する意思決定機構（教授会等）に対し、当該行為の報告及び処分の勧告を行う。

(利用の相談)

第10条 センター利用に係る相談に対処するため、センターにセンター利用相談室（事務室）を置く。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

三重大学総合情報処理センター情報処理教育システム利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、三重大学総合情報処理センター利用規程第4条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター（以下「センター」という。）の情報処理教育システムの利用に関し必要な事項を定める。

(優先利用の範囲)

第2条 情報処理教育システム端末室（以下「教育端末室」という。）を占有若しくは優先的に使用することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 授業科目の授業に利用する場合
- 二 その他特にセンター長が必要と認めたものに利用する場合

2 前項第2号の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(一般利用の範囲)

第3条 前条に合致しない一般的な利用については、前条の利用に影響しない範囲内において許可する。利用者は、三重大学総合情報処理センター利用細則に従う。

(利用の申請)

第4条 第2条の規定による利用を行う場合、担当大学教員は授業科目ごとに所定の総合情報処理センター教育システム利用申請書をセンター長に所定の期日までに提出しなければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は前条の申請を承認したときは、利用番号及びパスワードを付して、担当大学教員に通知する。

2 前項の承認の有効期限は、授業終了までとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の規定により承認された担当大学教員は、申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用番号の転用の禁止)

第7条 担当大学教員及び利用を承認された学生（以下「受講生」という。）は、その利用番号を他の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(パスワードの管理)

第8条 担当大学教員及び受講生は、パスワードについて他者に知られてはならない。

2 担当大学教員は、通知されたパスワードを変更することができる。

(指導責任)

第9条 利用に関する受講生の指導責任は、担当大学教員が負う。

2 担当大学教員は、前条に定める受講生のパスワードの管理を行い、受講生からの問合せ等に
応じる責を負う。

(利用の方法)

第10条 機器の利用は、担当大学教員の指導のもとに受講生自身が行うものとする。

2 機器の利用に際しての詳細は、マニュアル及び利用の手引きその他説明書に基づくものとし、
利用者に配布されるものを除きセンター長の許可なくセンターから持ち出してはならない。

3 その他センターの利用に際しては、センターで定める利用の手引き等を遵守しなければならない。

(利用場所)

第11条 機器を使用できる場所は、教育端末室においてのみとする。

(利用承認の取消し及び処分)

第12条 担当大学教員又は受講生が、この細則若しくはこの細則に基づく定めに違反し、又は
センターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取消し、又は
一定期間センターの利用を停止させることができる。また、特に悪質とセンター長が認めた場合
には、利用者の身分に関する処分について、その権限を有する意思決定機構(教授会等)に対し、
当該行為の報告及び処分の勧告を行う。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別
に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

三重大学総合情報処理センター広報 Vol. 7
平成 21 年 12 月発行

編集人 三重大学総合情報処理センター
木村文隆、杉浦徳宏、堀川慎一、三橋一郎、伊藤篤、松原伸樹

発行所 三重大学総合情報処理センター
〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577
TEL (059)231-9645
FAX (059)231-9646